

令和 7 年度

佐久市財政健全化判断比率等審査意見書

佐久市監査委員

佐 監 第 4 1 号  
令和8年8月25日

佐久市長 柳 田 清 二 様

佐久市代表監査委員 佐々木 義明

佐久市監査委員 中山 雅夫

佐久市監査委員 高橋 良衛

令和7年度決算における健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比  
率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し  
たので、次のとおり意見書を提出します。

## 令和7年度 佐久市財政健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和7年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和8年6月26日から令和8年7月31日まで

### 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿、証拠書類の照合等を行うとともに、指標書類は法令等に準拠して作成されているか、指標書類の計数は正確に捕捉されているかに主眼を置き、関係職員から指標の算定手順等を聴取し、佐久市監査基準に準拠して指標書類の基となる関係帳票等の確認を行いました。

### 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

#### 記

（単位：％）

| 健全化判断比率    | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和7年度<br>早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|-------|------------------|
| ① 実質赤字比率   | —     | —     | —     | 11.80            |
| ② 連結実質赤字比率 | —     | —     | —     | 16.80            |
| ③ 実質公債費比率  | 3.8   | 2.7   | 1.4   | 25.0             |
| ④ 将来負担比率   | —     | —     | —     | 350.0            |

【備考】実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示しています。

#### (1) 実質赤字比率

令和7年度の決算に基づき実質収支を計算した結果、一般会計等における実質赤字額はなく、早期健全化基準 11.80%を下回っていると認められました。

算定値については、黒字収支の場合、実質赤字比率は負の値となり、数値なしとして「－」表示となりますが、参考値として黒字率を負の値で表示すると、令和5年度△3.67%、令和6年度△4.95%、令和7年度△4.13%であり、引き続き良好な状態となっています。

#### (2) 連結実質赤字比率

令和7年度の決算に基づき連結対象会計の実質収支を計算した結果、連結実質赤字額はなく、早期健全化基準 16.80%を下回っていると認められました。

算定値については、黒字収支の場合、連結実質赤字比率は負の値となり、数値なしとして「－」表示となりますが、参考値として黒字率を負の値で表示すると、令和5年度△26.56%、令和6年度△25.70%、令和7年度△23.52%であり、引き続き良好な状態となっています。

なお、国保浅間総合病院事業特別会計については、令和7年度に創設された経営改善推進事業債を531,000,000円借り入れたことにより、資金不足解消可能額として算入されたため、資金不足額は生じませんでした。

#### (3) 実質公債費比率

令和7年度の決算に基づく実質公債費比率は3.8%であり、早期健全化基準 25.0%を下回っていると認められました。なお、令和5年度1.4%、令和6年度2.7%であり、引き続き良好な水準を維持しています。

#### (4) 将来負担比率

令和7年度の決算に基づく将来負担比率は算定されず、早期健全化基準 350.0%を下回っていると認められました。

算定値については、将来負担額より充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されず「－」表示となりますが、参考値として充当可能財源の超過率を負の値で表示すると、令和5年度△109.9%、令和6年度△105.4%、令和7年度△100.3%であり、引き続き良好な状態となっています。

### 5 意見

前年度に引き続き本市の各財政健全化判断比率は早期健全化基準を下回っており、健全な状態を保っています。これは財源確保の徹底や、財政規律に基づいた事業の取捨選択、計画的な繰上償還など、従来からの堅実な財政

運営に努めてきたことによるものと考えられます。

多様化する市民のニーズに沿った施策を展開し、市民福祉及び市民満足度向上のため、今後も持続可能な財政基盤を確保し、健全財政の堅持に努めてください。

## 令和7年度 佐久市公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和8年6月26日から令和8年7月31日まで

### 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員から指標の算定手順等を聴取し、関係帳票等の確認を行いました。

### 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

(単位：%)

| 年 度<br>会 計 名          | 令和7年度<br>資金不足比率 | 令和6年度<br>資金不足比率 | 令和5年度<br>資金不足比率 | 経営健全化<br>基 準 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 国保浅間総合病院事業<br>特 別 会 計 | —               | —               | —               | 20.0         |
| 下水道事業<br>特 別 会 計      | —               | —               | —               | 20.0         |
| 環境エネルギー事業<br>特 別 会 計  | —               | —               | —               | 20.0         |

【備考】資金不足比率については、資金不足が生じていないため、「—」と表示しています。

### 5 意見

各会計とも資金不足は算出されませんでした。しかし、国保浅間総合病院事業特別会計については、経営改善推進事業債の借入により資金不足が生じていないものの、仮に本事業債の借入を行わなかった場合、28,426,903円、率にして0.4%の資金不足が生じていたことになります。「経営改善実行計画」に基づき、より一層の収支改善に取り組んでください。

また、下水道事業及び環境エネルギー事業特別会計におかれましても、引き続き健全性に配慮した財政運営に努めてください。